

学校法人獨協学園 役員の報酬等の支給の基準

この基準は、学校法人獨協学園の役員の報酬等に関し別表のとおり定めるものである。

別表 I

常勤役員報酬表

理事報酬月額		監事報酬月額	
理事第 11号	1, 301, 000円	監事第 5号	521, 000円
10	1, 227, 000	4	424, 000
9	1, 146, 000	3	314, 000
8	1, 069, 000	2	266, 000
7	991, 000	1	217, 000
6	906, 000		
5	843, 000		
4	783, 000		
3	704, 000		
2	636, 000		
1	573, 000		

別表 II

非常勤役員特別年末手当支給基準

- 1 支給時期は12月とする。
- 2 支給額は、400,000円とする。但し、役員在任月数が4ヵ月以内の場合は130,000円、4ヵ月を超え8ヵ月の場合は270,000円とする。
- 3 在任月数の計算は1月を起算月とし、就任・退任の日及び支給日の属する月は1ヵ月として計算する。

別表Ⅲ

常勤役員賞与支給基準

- 1 支給時期は6月、12月、3月とする。
- 2 支給基準は、別表Ⅰの報酬月額に報酬月額の25%加えた額を算出基礎額とし、夏期賞与、冬期賞与及び期末手当を、それぞれ1.5ヵ月、2.5ヵ月、0.5ヵ月分支給する。
- 3 経営状況により、支給額を減額することがある。

別表Ⅳ

常勤役員退任慰労金支給基準

- 1 退任慰労金は、役員退任の日から1ヵ月以内に支給する。
- 2 退任慰労金の額は、退任時における報酬月額（専任教職員及び嘱託職員としての身分を有する者は、その本俸月額）に役職別役員在任期間と以下に定める役職別支給率を乗じて算出した額の合計額とする。

常勤役員退任慰労金支給率上限

役職名	1年あたりの支給率 (嘱託職員の身分を有する者を含む)	教職員の身分を有する者の1年 あたりの支給率
理事長	1.5	0.5
常任理事	1.5	0.5
理事	1.3	0.3
監事	1.3	—

別表Ⅴ

非常勤役員退任慰労金支給基準

- 1 退任慰労金は、役員退任の日から1ヵ月以内に支給する。
- 2 退任慰労金は、在任期間が満4年以上の場合に支給する。
- 3 退任慰労金の額は、在任期間1ヵ年につき100,000円とする。
- 4 在任期間に1ヵ年未満の端数が生じた場合は、6ヵ月未満の時は0.5ヵ年、6ヵ月以上のときは1ヵ年として計算する。

以上